

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月30日（平成29年（行情）諮問第273号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（行情）答申第255号）

事件名：金融庁が開示請求等に関する請求者の個人情報をも不正に取得等していることに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「金融庁は、開示請求等に関する請求者の個人情報、本人確認書類に記載されている個人情報を不正に取得して、不正に利用していることに関する情報」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月10日付け金総第122号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分を取り消し、請求した行政文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から、平成29年7月31日付け（同年8月1日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

平成28年12月6日付け行政文書開示請求書は配達証明便（特定番号）で送って、同月7日10時17分に届いている。同月9日に受け付けしたと受付日を捏造して30日以内に決定をしていない。

「平成28年12月6日 行政文書開示請求書

1, 金融庁は、開示請求等に関する請求者の個人情報、本人確認書類に記載されている個人情報を不正に取得して、不正に利用していることに関する情報の開示。」

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律4条（省略）

平成28年12月6日行政文書開示請求書において詳細を述べているが、他の省庁において「開示請求書、訂正請求書」等に、「取得した個人情報を利用する」との記載はない。利用するとの記載を勝手に載せて、許可を

取らずに「記載した個人情報及び本人確認用に添付した個人情報」を取得して不正利用している。

審査請求人の開示した事績管理簿の氏名の振り仮名と性別は、その都度違っていた。主人の名前の漢字は嘘の名前の漢字が載っていて、訂正に応じなかった。開示した事績管理簿は性別が男から女、更に女から男になっている。性別は同一であることは、法の前提としてある条理である。性別を修正していない。男でも女でもいいのであれば、性別を取得、保有することは違法である。氏名のフリガナ等の個人情報を修正していない。その都度個人情報が違うのは「本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができる」というファイルの作成の趣旨に反した行為である。主人の名前の漢字「○△」を、嘘の「○□」と記載している等、「特定会社の立入検査実施中」に、個人情報が一致しないように、嘘の情報を保有して、嘘の情報を伝達している。漢字の名前は聞かれていないので、フリガナ記載の家族の名前が、開示した事績管理簿には、漢字で記載してある。後付で改ざんしていることは明白である。金融庁は、嘘の個人情報を保有していた。性別が男でも女でもどちらでもいいのであれば、性別を取得・保有してはいけない。氏名の振り仮名や漢字も同様である。高齢者と扱わないために年齢を聞かない。事績管理簿に年齢が載っていない。相談者の年齢は必要ないのであれば取得・保有をしてはいけない。

氏名のフリガナ・漢字の名前、性別を取得、保有してはいけない。事績管理簿の個人情報がでたらめなのに、開示請求者の、個人情報と本人確認用に添付した個人情報を不正に取得して利用しようとしている目的は当然ある。利用実績がある。開示する情報を保有している。

開示請求者が、個人情報等の開示の際、請求書に個人情報を記載して、本人確認書類を提出するのは、開示のためである。本人確認書類を提出しないと開示されない。任意ではなく強制である。個人情報の開示のために提出した本人確認書類を開示以外の目的に利用することは違法である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年12月6日付け行政文書開示請求（同月7日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法9条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（以下「本件請求文書」という。）は、以下のとおりである。

文書1 金融庁は、開示請求等に関する請求者の個人情報、本人確認書類に記載されている個人情報を不正に取得して、不正に利用していることに関する情報（本件対象文書）

文書2 総務省 反復継続的に開示がなされた情報等の提供について  
(情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づく、金融モニタリング情報収集窓口での、「情報を募集している金融機関」の掲載は廃止することに決定した過程が分かる情報

2 原処分について

処分庁は、原処分において、本件対象文書に該当する行政文書を保有していないとして、その全部を不開示とする旨の決定を行った。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は、「金融庁が、開示請求等に関する請求者の個人情報、本人確認書類に記載されている個人情報を不正に取得して、不正に利用している」ことを前提として本件対象文書の開示を求めているようであるが、そもそも、金融庁において、開示請求者の個人情報を不正に取得し、利用している事実は認められず、そのような情報が記載された行政文書については、作成又は取得の前提を欠く。

したがって、本件対象文書については作成又は取得していないことから、これを保有していないとして全部不開示とした原処分は妥当である。

4 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月19日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、このうち本件対象文書については、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。なお、上記第3の1記載の文書2については、別途開示決定等がされている。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、「金融庁は、開示請求等に関する請求者の個人情報、本人確認書類に記載されている個人情報を不正に取得して、不正に利用

していることに関する情報」（本件対象文書）の開示を求めているところ、本件開示請求書には、以下の記載がある。

ア 金融庁の開示請求書の様式には末尾に以下の記載がある。「※なお、本件「保有個人情報開示請求書」において記載いただきました個人情報及び本人確認用に添付いただきました個人情報については、開示事務に係る連絡に使用するほか、個人を特定しない統計事務に利用させていただきます。」

イ こうした記載は、金融庁が開示請求書に独自に追加した記載である。例えば総務省のウェブ上にある「保有個人情報開示請求書」等には、そんな記載はない。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、金融庁のウェブサイトに掲載されている保有個人情報開示請求書及び行政文書開示請求書（以下「開示請求書等」という。）の様式を確認させたところ、金融庁の保有個人情報開示請求書1頁目の末尾には、上記(1)アのとおり記載があり、行政文書開示請求書1頁目の末尾にも、「※なお、本件「行政文書開示請求書」において記載いただきました個人情報については、開示事務に係る連絡に使用するほか、個人を特定しない統計事務に利用させていただきます。」との記載があった。

(3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、開示請求書等の様式に記載されている上記(2)の各記載の趣旨並びに開示請求書等に記載された個人情報及び本人確認用に添付された個人情報の一般的な利用状況について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 上記(2)の各記載は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律4条の規定に基づく個人情報の利用目的の明示義務を踏まえ、請求者が利用目的をより認識しやすくする観点から記載することとしているものである。

イ すなわち、開示請求書等に記載された個人情報及び本人確認用に添付された個人情報については、当該開示請求者に対する開示事務に係る連絡のために利用するほか、個人が特定されることのない統計資料、具体的には、①総務省の「行政機関情報公開法の施行の状況について」、②総務省の「行政機関個人情報保護法の施行の状況について」及び③「金融庁の1年」に掲載されている統計資料を年に1度作成するために利用していることから、開示請求者がこうした利用目的をより認識しやすくなるよう記載しているものである。

ウ 開示請求書等に記載された個人情報及び本人確認用に添付された個人情報については、上記イの目的以外の目的で利用することはない。

(4) そこで検討すると、上記(3)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、開示請求から原処分までの経緯を確認させたところ、開示請求書の受付日は平成28年12月7日であったのに、誤って同月9日と認識して処理を進めたため、結果として法が定める期限を4日徒過したものであるとのことであった。これは、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないよう、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子